

札幌市障がい者相談支援事業実施要綱

平成 18 年 9 月 27 日

保健福祉局理事決裁

最近改正 令和 7 年 4 月 1 日

（目的）

第 1 条 札幌市障がい者相談支援事業（以下「相談支援事業」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、障がい当事者をはじめ広く市民から、障がい者（児）や家族の生活及びその支援に関する相談に応じ、そのことを通じて障がい者の地域生活に必要な支援を行い、併せて関係諸機関、地域の市民との連携を図りながら、障がい者（児）やその家族が地域で安心して生活できる地域支援体制を構築することを目的とする。

（実施主体及び指定法人への事業の委託）

第 2 条 相談支援事業の実施主体は、札幌市とする。ただし、事業の運営については、札幌市長が別記 1 の基準に照らしてあらかじめ指定する社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等（以下「指定法人」という）に委託するものとする。また、当該法人は、暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有してはならない。

2 指定法人の指定にあたっては、公募による企画競争を行うこととし、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領（平成 27 年 3 月 25 日財政局契約管理担当局長決裁）に基づき設置した企画競争実施委員会において選定された契約候補者を指定するものとする。なお、良好な事業実績が確認できる場合は、引き続き指定することができるものとする。

（事業運営）

第 3 条 前条により委託を受けた指定法人においては、法第 51 条の 19 に規定する一般相談支援事業所、法第 51 条の 20 に規定する特定相談支援事業所及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「児童福祉法」という。）第 24 条の 28 に規定する障害児相談支援事業所を兼ねた 1 つの事業所（以下「指定事業所」という。）において相談支援事業を運営するものとする。

（利用対象者）

第 4 条 相談支援事業の対象者は、地域において生活支援を必要とする身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、重症心身障がい者（児）、精神障がい者のほか、発達障がい、高次脳機能障がい、難病、若年認知症等、各種の障がい当事者、関係者等とする。

（事業内容）

第 5 条 指定法人は、障がい者ケアマネジメントの手法を活用し、次に掲げる事業内容を実施することとする。障がい者ケアマネジメントとは、障がい者（児）の地域における生活支援をするために、希望する本人の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々

な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法である。

- (1) 福祉サービスの利用に関する支援
- (2) 社会資源の活用に関する支援
- (3) 障がいや病状の理解に関する支援
- (4) 健康、医療に関する支援
- (5) 不安の解消、情緒安定に関する支援
- (6) 保育、教育に関する支援
- (7) 家族関係、人間関係に関する支援
- (8) 家計、経済に関する支援
- (9) 生活技術に関する支援
- (10) 就労に関する支援
- (11) 社会参加に関する支援
- (12) 余暇活動に関する支援
- (13) 権利擁護に関する支援
- (14) 地域に対する援助業務
- (15) 札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成 24 年条例第 43 号）第 417 条の 2 に規定する札幌市自立支援協議会（相談支援部会、設置場所の区の地域部会等）の運営への参加
- (16) 法第 51 条の 20 に規定する特定相談支援事業所及び児童福祉法第 24 条の 28 に規定する障害児相談支援事業所との連携及び業務推進支援（事業所間の相談受け入れ調整を含む）
- (17) 地域生活支援拠点等（面的整備）に関する支援

（職員配置等）

第 6 条 指定法人は、相談支援事業の実施にあたって、指定事業所に以下の職員を配置しなければならない。

(1) 管理者

障がい者相談支援事業を統括する管理者を 1 名配置する。管理者は障がい者相談支援事業に差し支えない範囲で常勤専任職員又は他の事業との兼務を認めることとする。

(2) 相談員

常勤換算方法（障害福祉サービス事業所の例による）により計算された相談員を 3.0 名配置することを基本とし、そのうち 2 名以上は常勤専任職員とする。当該相談員については、次のアからエの要件を満たすものとする。また、札幌市長が特に必要と認める場合は、常勤専任職員を増員するものとする。

ア 相談員は、次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する者であること。

(ア) 社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、理学療法士、作業療法士、公認心理師等の専門職の資格を有すること。

(イ) 相談支援従事者研修（基礎）又は障がい者ケアマネジメント従事者研修（基礎）を修了又

は修了見込であること。

(ウ) 障がい児者の相談・援助業務に係る十分な経験を有していること。

イ 常勤専任職員のうち1名は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に基づく相談支援専門員であること。

ウ 年齢、性別、職務経験などのバランスを考慮した配置に努めること。

エ 相談員のうち、常勤専任以外の相談員1名については、週30時間以上の配置により1.0人工として算定できる。ただし、下記オの規定により、常勤換算方法により1.0人工を算定する場合を除く。

オ 相談員としての勤務時間を週20時間以上とし、兼務は相談員としての業務に支障がなく、相談員としての能力・経験の向上に資する業務に限ること。相談員が自法人の地域支援員と兼務する場合、かつ地域支援員として0.5人工以上勤務している場合は、相談員として週20時間未満であっても、常勤換算方法で算定できるものとする。なお、相談員が他法人の相談支援事業に兼務する場合、自法人と他法人のそれぞれの相談支援事業で相談員として勤務する時間が20時間未満であっても、自法人と他法人の相談支援事業の勤務時間の合計が20時間以上である場合は相談員として常勤換算方法で算定できる。

カ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）における所定労働時間の短縮措置対象者が相談員として勤務時間が週30時間以上、かつ自法人の相談支援事業に専任であり、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合、常勤専任職員1.0人工と算定できる。

キ 家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項若しくは同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、常勤専任職員1.0人工と算定できる

2 障がい児者に対する虐待事案に係る対応を行う虐待対応員を配置するものとする。

（開所時間等）

第7条 指定法人は、指定事業所を1週間に40時間以上かつ週5日以上開所すること。ただし、当該週に札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）第1条第2項又は第3項の休日等がある場合は除く。

2 指定法人は、従事者のうち1名は指定事業所内で相談受付体制を取るよう努めるものとする。

（業務実施上の留意事項）

第8条 指定事業所は、次の各号に留意して業務を遂行しなければならない。

《自己決定と主体性》

(1) 利用者の自己決定と主体性を尊重しなければならないこと。

《権利擁護とエンパワメント》

(2) 利用者の権利擁護とエンパワメントにも十分留意しなければならないこと。

《責任制》

(3) 障がい者ケアマネジメントの手法を活用して、利用者の問題が解決し終結するまで適切に相談支援を実施しなければならないこと。その際、地域における相談支援の円滑な遂行に配慮して、計画相談支援等他の事業所に対応可能な相談支援について適切に引き継ぎ、緊急性のある相談支援や他の事業所に対応困難な相談支援（計画相談支援の対象とならない事例等）を積極的かつ真摯に引き受ける等地域での役割分担に留意するものとする。

《独立性》

(4) 本事業の目的を達成するために、所属している施設等とは独立した立場で相談支援を実施しなければならないこと。

《中立性、公平性》

(5) 特定の事業者に偏ることがないように中立かつ公平な相談支援を実施しなければならないこと。

《プライバシーの尊重》

(6) 利用者のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

《相談に関する権利保障》

(7) 利用者に対し、意に沿わない場合は相談をいつでもやめることができること及びいつでも苦情が言えることを明確に伝え、それらの実効性についても適切に確保しておかなければならないこと。

《他の関係機関との連携》

(8) 日頃からの情報交換等によって、関係機関と円滑な関係づくりを図ること。

《自己研鑽》

(9) 本事業の果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会への参加や他の職種との交流等あらゆる機会をとらえ、相談支援技術の向上を図るための自己研鑽に努めること。

《人材育成、資質向上》

(10) 北海道及び札幌市（自立支援協議会を含む）、基幹相談支援センターが主催する研修には業務として従事者を参加させること。なお、その他の研修などについても、人材育成・資質向上の観点から業務として極力参加させること。

《地域責任性》

(11) 利用者の希望、利便性を優先しつつ、設置場所の区内に居住地がある利用者には特に責任を持って対応すること。

2 相談支援事業の契約候補者として引き続き指定を受けない場合、契約期間満了の日までに、必要な事項を記載した業務引継書等を作成し、新たな契約候補者との間で、速やかに業務引継ぎを行うこと。

なお、引継ぎは、当該相談支援事業所の利用者の利便性を損なわないよう、新たな契約候補者、札幌市と協力して行うこととし、利用者の個人情報を含む内容に関しては、札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号）第8条の規定を順守の上で引継ぎを行うこと。

（管理者の留意事項）

第8条の2 管理者は、別記1(1)の指定に係る厚生労働省令が定める事業の人員及び運営に関する基準において規定されている管理者の責務に関し、障がい者相談支援事業を実施するにあたっては、特に以下の点に留意すること。

- (1) 当該基準に規定する管理者の責務に係る相談支援専門員等及び業務の一元的管理について、支援事例に対する適切な進捗管理と助言を行うこと。
- (2) 当該基準に規定する勤務体制の確保等について、労働関係法令や就業規則等を遵守するとともに、従事者の就業状況や意向を定期的に把握し、働きやすい職場づくりに取り組むこと。
- (3) 当該基準に規定する衛生管理等に係る清潔の保持及び健康状態の管理については、従事者の心身の健康及び安全の確保を含むものであり、従事者の安全と安心を脅かす事例の収集・要因分析・対応策の検討・実施を適切に行うこと。

(機能強化)

第9条 指定法人は、相談支援事業の機能を強化するため、第5条及び本条第1号及び第2号に定める業務を行うこととする。また、これらの業務に加えて、次の第3号から第5号の業務を実施することができる。

(1) 住宅入居等支援業務

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居に際して、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居時に必要な支援及び居住継続に必要な支援を実施する。

ア 利用対象者は賃貸契約により札幌市内の一般住宅への入居を希望する者又は居住している者であって、次の各号で定める要件を満たす者とする。

- (ア) 第4条に規定する各種の障がい当事者であること。
- (イ) 保証人の確保が難しい等の理由により入居時の支援又は居住継続のための支援を必要としている者であること。
- (ウ) 原則として、入居後に単身で生活する者であること。
- (エ) 入居時及び入居後に必要な諸費用を負担できる能力があること。
- (オ) 住宅入居等支援の利用により地域で自立した生活ができる者であること。

イ 従事者は、住宅入居等支援を希望する障がい者等であって前号に該当する者を利用登録させたいと、次に掲げる支援を実施する。

(ア) 入居時に必要な支援

- a 入居可能な一般住宅を探すための支援
- b 賃貸借契約締結についての支援
- c 保証人の確保等についての支援
- d 入居に際して必要となる福祉サービス等の利用援助
- e 緊急時等における支援体制のコーディネート
- f その他、入居に際し必要となる支援

(イ) 居住継続に必要な支援

- a 日常生活の指導及び支援

- b 家主及び近隣住民との関係調整や助言
- c 関係機関等との連絡調整
- d 緊急時等における支援
- e その他、居住継続に必要となる支援

(2) 虐待対応業務

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)第 32 条に規定する届出や届出の受理、相談や指導及び助言について、区役所、札幌市障がい者虐待相談事業等と連携して行う。

(3) ピアサポーター配置業務

地域で生活する障がい当事者をピアサポーターとして 1 名以上配置し、ピアサポーター自身の当事者性を生かし、障がい者が相互に助け合いながら、自分らしい生き方を見つけていくための支え合いの活動を目的に、次のアからウの業務を行う。ピアサポーターは、第 6 条で規定した相談員以外の者を配置することとし、業務に支障のない範囲で、他の施設や事業所の職務と兼務することができる。

ア 他の従事者との連携による個別の相談支援業務

イ 障がい当事者のエンパワメントを目的とした、当事者主体の勉強会や地域への啓発活動等

ウ その他、札幌市長が認めた業務

(4) 地域支援員配置業務

地域支援員を 1 名以上配置し、業務に支障のない範囲で、第 6 条で規定した相談員等と兼務することができる。地域支援員は、障がい者が孤立せず地域で安心して暮らせるよう、制度のはざまに留意して地域福祉活動者や団体、地域住民等と協力体制の構築を目指すことを目的に次のアからエの業務を行う。

ア 地域福祉活動者・団体・行政機関等への普及啓発活動

地域で解決が困難で各機関と連携が特に必要なケース支援を見据え、高齢分野や児童福祉分野等との連携により切れ目のない支援をするための支援体制の構築等

イ 災害時要配慮者支援活動の推進への協力

災害時要配慮者避難支援活動の推進への協力、その他関係事業との連携等

ウ 講演活動等を通した障がい者の理解促進

各種会議や研修へ参加等

エ その他、札幌市長が認めた業務

見守り活動に対する専門的な助言、地域住民等に対する地域における障がいのある方の理解や専門的な助言を行うなどの支援等

(5) 基幹相談支援センター運営業務

法第 77 条の 2 に規定する基幹相談支援センターとして、同条の 2 第 1 項の事業（法第 77 条第 1 項第 4 号に係る事業は除く）に加えて、次のアからキの事業及び業務を行う。この業務においては、第 6 条の規定にある「3.0 名」は「4.0 名」、第 6 条第 1 項第 2 号のイの規定にある「1 名」は「2.0 名」に読み替えるものとする。また、運営に当たっては別記 2 の基準も満たすこと。

ア 本要綱に規定する委託事業の支援業務

イ 法に規定する計画相談支援の推進業務

- ウ 児童福祉法に規定する障害児相談支援の推進業務
- エ 法に規定する地域相談支援の推進業務
- オ 障がい当事者による相談支援活動の支援業務
- カ 札幌市自立支援協議会の事務局業務
- キ その他、札幌市長が認めた業務

2 前項第5号の業務を実施する指定法人は、基幹相談支援センターの業務として、委託事業を実施する事業所間の業務の均衡を図るため、札幌市自立支援協議会相談支援部会と連携しつつ、必要な事項を調整することができる。

(報告)

第10条 指定法人は、札幌市長に対し、当該月の相談内容、生活支援の実施状況等について、翌月10日までに報告するものとする。

(委託料の算出方法)

第11条 第2条による委託を行う場合の委託料は、別記3に定められた方法で算出された額とする。

(契約締結方法)

第12条 この事業は、特定随意契約により行うものとする。

(契約の手続)

第13条 契約締結にあたっては、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）及び札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（平成20年3月28日、財政局理事決裁。以下「事務取扱要領」という。）、その他関係規程の手続によるものとし、下記の手順によるものとする。

(1) 申出書の徴取

受託を希望する指定法人から、「札幌市障がい者相談支援事業実施業務委託等申出書」（様式1。以下「申出書」という。）を徴する。

(2) 役務の調達伺

(1)の申出書の提出があった指定法人について、事務取扱要領第91条の規定に準じ、「札幌市障がい者相談支援事業実施業務委託契約候補者選考調書」（様式2）を作成した上で、第11条に定められた委託料その他の契約条件を「札幌市障がい者相談支援事業実施業務の契約条件について」（様式3）により提示し、「札幌市障がい者相談支援事業実施業務委託承諾書」（様式4）を徴する旨の役務の調達伺を行う。

(3) 契約締結伺

受託を希望する指定法人から、前号に規定する承諾書の提出を受け、契約を締結する。契約書は様式5によるものとする。

(費用の支弁)

第14条 相談支援事業に要する費用は、予算額の範囲内で支弁するものとする。

(調査・指導・助言)

第 15 条 札幌市長は、指定法人に対し、別に定める基準に従い実施状況の調査・助言・指導を行うことができる。

また、調査の結果、本事業の機能を十分果たすことができないと認められる場合は、事業の委託を取り消すことができるものとする。

(協議)

第 16 条 第 9 条第 1 項第 3 号から第 5 号の業務、第 6 条第 1 項第 2 号後段に規定する常勤専任職員増員のための措置、別記 3 の有資格者配置事業所加算をそれぞれ希望する指定法人については、別に定める様式により、年度ごとに札幌市長に協議し、承認を受けるものとする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、障がい保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記 1（第 2 条関係）

【札幌市長が定める指定法人の指定基準】

- (1) 札幌市から法第 51 条の 19 に規定する一般相談支援事業所、同法第 51 条の 20 に規定する特定相談支援事業所及び児童福祉法第 24 条の 28 に規定する障害児相談支援事業所として、いずれも指定を受けている事業所を有すること。
- (2) 指定事業所は、特定の社会福祉施設等に属さず独立した場所に設置されていることが望ましいこと。ただし、これによらない場合は、専用の面接室、電話、FAX、メールアドレス等の、相談支援の独立性を確保する方策が講じられていること。
- (3) 指定事業所については、交通の利便性を考慮し、利用しやすい場所とするとともに、利用者が相談しやすい面接環境、夜間休日にも対応可能な体制が整えられていること。
- (4) 相談支援に関する活動の実績があること、または、事業の実施に関わる計画が適切と認められる

こと。

- (5) 相談支援事業の運営及び経理は、同一法人内の他事業と明確に区分されていること。
- (6) 苦情を解決するために必要な方策が講じられていること。
- (7) その他、第8条に規定する業務遂行上の留意事項を確実に実施できる体制にあると認められること。
- (8) その他、札幌市長は、札幌市自立支援協議会の意見を聴きながら、認定に必要となる基準を設けることができる。

別記2（第9条第1項第5号関係）

【基幹相談支援センターの基準】

- (1) 本要綱に規定する委託事業を5年以上受託している指定法人であること。
- (2) 札幌市が指定する場所にて、別記1(1)に規定する指定事業所を運営すること。
- (3) 基幹相談支援センターの運営及び経理は、同一法人内の他事業と明確に区分されていること。
- (4) 苦情を解決するために必要な方策が講じられていること。
- (5) 第9条に規定する業務を確実に実施できる体制にあると認められること。
- (6) 札幌市自立支援協議会の委員を中心に構成する札幌市基幹相談支援センター運営委員会を設置し、事業計画等について意見を聴取し、運営の中立性を確保すること。

別記3（第11条関係）

【委託料の算出方法】

下表の該当項目ごとに加算して委託料を算出し、合計額に消費税率を乗じた金額を契約金額とする。ただし、1年に満たない場合は月割とし、1か月未満の端数月が生じた場合、切上げにより月数を計算する。また、1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てて算出する。

項目	委託料
基本（指定管理者による運営、基幹相談支援センターの場合は対象外）	17,101,000 円
ピアサポーター配置事業所	3,710,000 円
地域支援員配置事業所	4,450,000 円
常勤専任職員増員（一人につき）	4,000,000 円
基幹相談支援センター	24,083,000 円
有資格者配置事業所（一人につき）※1	296,000 円
経験・スキルアップ加算（一人につき）※2	296,000 円
事業所賃借料 ※3	月額 120,000 円を限度

※1 有資格者配置事業所については、常勤専任職員のうち、第6条第1項第2号ア(ア)に規定する資格を2つ以上所持し、かつ同条同項同号ア(ウ)のうち障がい児者相談支援にかかる5年以上の実務経験者を対象に、予算の範囲内で加算を行う。なお、常勤専任職員として配置されていた相

談員が、育児等の事情により一時的に所定労働時間より短時間の勤務となっている間は、30 時間以上の勤務で常勤専任職員とみなして加算の対象とすることができる。

※2 経験・スキルアップ加算については、有資格者配置事業所加算の基準を満たし、相談経験 10 年以上または主任相談支援専門員の資格をもち、高次脳機能障害・医療的ケア・重度心身障害者等の研修をこれまで2つ以上受講している者を対象に、予算の範囲内で加算を行う。なお、常勤専任職員として配置されていた相談員が、育児等の事情により一時的に所定労働時間より短時間の勤務となっている間は、30 時間以上の勤務で常勤専任職員とみなして加算の対象とすることができる。

※3 特定の社会福祉施設等に属さず独立した場所に設置されている指定事業所（指定管理者による運営、基幹相談支援センターは除く）を対象に、事業所賃借料等について、月額 120,000 円を上限に加算する。なお、事業所賃借料等とは、事業所賃料（共益費・管理費含む）及び駐車場借上費用とする。